

日本赤十字社会計規則施行細則第39条の2に基づく公表対象の随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	単 位	随意契約担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
研修ホール棟・第二病棟外壁 防水改修工事 設計監理業務	1 式	事務部 管財二課 名古屋市昭和区妙見町2-9	8月23日	株式会社山下設計中部支社 名古屋市中区錦三丁目6 番29号(サウスハウス)	¥16,170,000	契約業者は、当該建物を建築した際の設計業者であり、当該建物についての十分な経験・知見があること、また、建物全体に及ぶ改修工事を実施するにあたっては、大規模であるため、総合的視点から安全に配慮し円滑に設計監理できる業者はいないと判断される。よって日本赤十字社会計規則第36条第3項に定める「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断し、随意契約とする。	管財二課取り扱い
令和4年度電気設備保守点検 (特高受変電設備・電力監視装置)	1 式	事務部 管財二課 名古屋市昭和区妙見町2-9	10月20日	(株)明電エンジニアリング 中部支社 愛知県清須市西枇杷島一反 五畝割496-1	¥9,570,000	契約業者は、長年にわたり当院の電気系統を把握していること、また、24時間365日のサポートにより患者の生命を預かる病院の電気設備のための実績があり、不測の事態を未然に防止し、かつ安全な保守点検をできることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項に定める「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断し、随意契約とする。	管財二課取り扱い
第一病棟人用エレベーター改 修工事	1 式	事務部 管財二課 名古屋市昭和区妙見町2-9	11月21日	株式会社日立ビルシステム 中部支社名古屋南営業所 名古屋市昭和区桜山町5 -99-9	¥3,328,600	契約業者は、建物建築時のエレベーター業者であり、本工事はエレベーターの運行プログラムを変更するため、建築時に導入した該業者でしか施工できないことから、日本赤十字社会計規則第36条第3項に定める「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断し、随意契約とする。	管財二課取り扱い
第一病棟2階透視室感染症対策 工事)	1 式	事務部 管財二課 名古屋市昭和区妙見町2-9	11月24日	株式会社三晃空調 名古屋支店 名古屋市中村区名駅南2 -14-19	¥6,050,000	該当箇所へ他課が医療透視機器の更新を予定しており、本来、来年度に計画していた本工事を合わせて実施した方が経済的かつ合理的であると判断、十分な入札期間を確保できないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項「緊急の必要により競争に付することが出来ない場合」に該当するものと判断し、随意契約とする。	管財二課取り扱い